

漂流・漂着ゴミに関する取組

	外 洋	沿 岸 海 域	沿 岸 部	そ の 他
発生源対策	■ 海事関係者、一般市民、漁業者等に対する指導・啓発活動【関係機関】 ■ 他国への情報提供、流出防止対策の依頼、国際機関を通じた近隣国との連携【外務省・環境省】 ■ 養殖漁場にて使用される発泡スチロール漁業資材のリサイクル推進に資する、漁業資材の効率的な回収・運搬方法の検討【水産庁】			■ 河川への不法投棄防止などを目的とした啓発活動(看板の設置や市民と協働した清掃活動の実施等)【河川管理者】
回収・運搬・処分 ※		■ 海洋環境整備事業【国土交通省】	■ 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業【国土交通省・農林水産省】	■ 循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設整備費補助)【環境省】
状況の把握	■ 海上漂流物目視調査【海上保安庁】 ■ 漂流プラスチック類及びタールボールの調査【気象庁】 ■ 海洋環境モニタリング調査【環境省】		■ 日本海・黄海沿岸の海辺の漂着物調査【(財)環日本海環境協力センター(NPEC)】 ■ 漂着ゴミ分類調査【クリーンアップ全国事務局(JEAN)・海上保安庁】 ■ 大量漂着時の漂着状況の把握【環境省・海上保安庁(地方公共団体と連携)】	
		■ 各都道府県の協力の下、海浜清掃等で回収したゴミ量についての情報収集【水産庁】		
	■ 漂流・漂着ゴミの漂流経路予測モデルの構築【環境省】 ■ 国際機関を通じた近隣国との連携【外務省、環境省】			

※ 回収・運搬・処分に関する各施策の詳細については裏面参照。

■海洋環境整備事業【国土交通省】

国（国土交通省）が直轄で実施する海洋環境整備事業の中で、浮遊ゴミ及び浮遊油の回収を実施している。対象海域は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海の一般海域。（別紙参照）

■災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業【国土交通省・農林水産省】

洪水、台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したものと思われる流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、堤防・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者である地方公共団体が緊急的に流木等の処理を実施するもの。原則として年度内に処理完了の見込みのあるもので、①海岸保全区域内に漂着したもの、②堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1km 以内の区域に漂着したもの、③漂着量が 1,000 m³以上のものを対象としている。緊急案件、かつ原則海岸保全区域内の漂着流木等を対象としており、広範・恒常的な漂着ゴミへの対応を予定したものではない。

■循環型社会形成推進交付金【環境省】

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等に関する戦略的な目標を設定し、それを達成するために必要な廃棄物処理やリサイクルに係る施設整備、関連する計画支援等の事業に対し、必要な資金を交付するもの（漂着ごみ由来の廃棄物の処理に特化した制度ではない。）。